

台風第8号襲来！

大型で非常に強い台風第8号が、7月8日に襲来しました。直撃は免れたものの、漁港や道路には様々な被害がもたらされ、翌日9日は、どの家庭・事業所も、後片付けに追われました。



④住吉上平川線（倒木寸前）



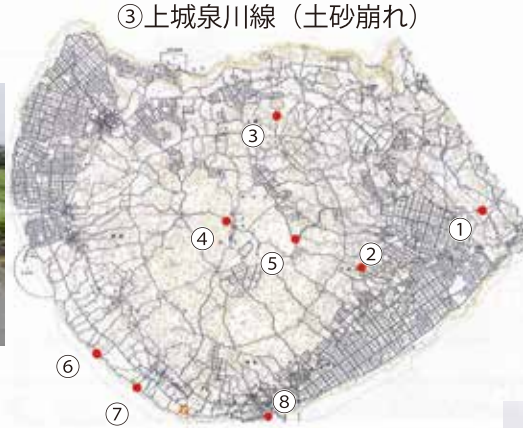
③上城泉川線（土砂崩れ）



①竿津後蘭線（赤土流出）



⑤大山林道線（冠水）



②下平川平川線（土砂崩れ）



⑥屋子母住吉線（砂流出）



⑦屋子母海岸（砂流出）



⑧知名漁港（消波ブロック崩壊等）

台風等の災害に伴う各種税金の減免等について

台風等の災害により被害を受けられた方は、知名町税条例等の規定により、損害の程度に応じて現年度の個人住民税、固定資産税及び国民健康保険税の納期未到来分の税金について「減免」「猶予」等の救済措置を受けることができます。 ※救済措置を受けるには、申請が必要になります。

1 個人住民税（県民税含む）及び国民健康保険税（所得割額のみ）

- (1) 災害により納税義務者の所有に係る住宅・家財について30%以上の損害を受けた場合
- (2) 農作物の被害額が平年の収入額（売上額）の30%以上

2 固定資産税 農地・宅地・家屋の損害程度が20%以上

3 減免申請の手続き

減免の申請は、り災証明書、納税通知書、印鑑、損害の程度が計算できる書類等をご用意の上、当該町税の税目及び災害状況等を記載した減免申請書を災害を受けた日から20日以内に提出してください。

なお、期限までに申請が難しい場合はご相談ください。期限以降の減免申請の場合は減免の対象とならない納期（税額）が発生することもありますのでご注意ください。また、確定・住民税申告がされている事が必要です、必ず申告は行ってください。

問 申 税務課 (84)3154

広
告

平成27年度 しらゆり保育園職員募集

職 種：保育士 若干名

必要書類：履歴書

応募方法：履歴書を持参または郵送

申込期限：9月30日（火）

待 遇：各種保険完備、退職共済制度有
※詳細については、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】しらゆり保育園

電話0997-93-4959

E-mail sirayuri@asahi-net.email.ne.jp

